

障害者総合支援法 事業者ハンドブック

2017
年版

指定基準編

人員・設備・運営基準とその解釈

指定基準省令

解釈通知

障害児（児童福祉法）にかかわる事業者の基準も収載

左右対照形式で見やすく編集

【2017年4月の基準改正に対応】

中央法規

70
SINCE 1947

第 12 章

共同生活援助

サービスの概要

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助

対象 = 障害者

※ 身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。

人員・設備基準の概要

人員基準	従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
		生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
		サービス管理責任者	●利用者数が30人以下：1人以上 ○利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
	住居	○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ○指定事業所は、1以上の共同生活住居（※）を有すること	

設備基準	設備	- 共同生活住居（※）は、1以上のユニットを有すること - ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43平方メートル以上
	定員	- 指定事業所の定員：4人以上 - 共同生活住居（※）の入居定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合：2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要と認めた場合：21人以上30人以下） - ユニットの定員：2人以上10人以下 - ユニットの居室の定員：1人（特に必要と認められる場合は2人）

（注1）平成26年4月から、サテライト型住居（本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営されている住居）の運営が認められることとなったが、上記の「共同生活住居」には、サテライト型住居に係るものは含まない（指定事業所の利用定員には含む。）。

また、サテライト型住居の設備基準は次のとおり。

- ① 日常生活を営む上で必要な設備を設けること
 - ② 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること
- （注2）外部サービス利用型共同生活援助の場合、生活支援員の配置基準は適用されない。

共同生活
援助

共同生活援助に係る各特例については、次の各規定を参照のこと。

・地域移行支援型ホームに関する特例＝附則第7～第11条 P.201～205

第12節 基本方針

基準省令第207条

共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編 2017年版

— 人員・設備・運営基準とその解釈

2017年7月10日 発行

発行者 荘村明彦

発行所 中央法規出版株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東3-29-1 中央法規ビル

営 業 TEL03-3834-5817 FAX03-3837-8037

書店窓口 TEL03-3834-5815 FAX03-3837-8035

編 集 TEL03-3834-5812 FAX03-3837-8032

<http://www.chuohoki.co.jp/>

印刷・製本 サンメッセ㈱

定価はカバーに表示してあります。

ISBN978-4-8058-5532-4

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は、著作権法上での例外を除き禁じられています。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してコピー、スキャン、デジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても著作権法違反です。

落丁本・乱丁本はお取替えいたします。